

納税の猶予制度のご案内



徴収猶予

概要

つぎの①～④に掲げる全てに該当する場合は、原則として1年以内の期間に限り徴収猶予が認められる場合があります。

要件

- ① 次のア～カの要件のいずれかに該当する事実があること
 - ア 納税者とその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、または盗難にあったこと
 - イ 納税者またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき
 - ウ 納税者とその事業を廃止し、又は休止したこと
 - エ 納税者とその事業について著しい損失を受けたこと
 - オ ア～エのいずれかに類する事実があったこと
 - カ 本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定したこと
- ② ①に該当した事実に基づき、納税者とその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること(①カの場合は納期限まで)
- ④ 原則として、担保の提供があること

猶予が認められると...

- ・1年を限度に市税の徴収が猶予されます。
- ・新たな督促や差押え、換価などが行われません。
- ・すでに差押えを受けている場合は、申請により差押えが解除される場合があります。
- ・徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

換価猶予

概要

つぎの①～⑤に掲げる全てに該当する場合は、原則として1年以内の期間に限り換価の猶予が認められる場合があります。

要件

- ① 市税を一時に納付することで、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税に滞納がないこと
- ④ 納付すべき市税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

猶予が認められると…

- ・1年を限度に市税の分割納付が認められます。
- ・すでに差押えを受けている財産の換価(売却)が猶予されます。
- ・差押により事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、新たな差押えが猶予(又は差押えが解除)される場合があります。
- ・換価猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。



申請に関するご案内

猶予制度	徴収猶予	換価の猶予
申請書類	① 徴収猶予申請書 ② 財産収支状況書 ③ 災害・病気などの事実を証する書類 (罹災証明書、診断書、廃業届など)	① 換価猶予申請書 ② 財産収支状況書
	※猶予を受けようとする金額が 100万円を超える場合	※猶予を受けようとする金額が 100万円を超える場合
申請期限	猶予を受けようとする期間の前まで ※本来の納期限から1年以上経過した後 に納付すべき税額が確定した場合は、納 付すべき税額が確定した市税の納付期限 まで。	猶予を受けようとする市税の 納期限から6か月以内
対象税目	市県民税(普通徴収・特別徴収)、法人市民税、事業所税 固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割) 等	
申請方法	藤沢市役所 財務部 納税課まで郵送または窓口にて申請書類をご提出ください	
お問合せ	藤沢市役所 財務部 納税課 徴収担当 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎4階404番 電話 0466-50-3509 受付時間 8時30分～17時	

徴収猶予申請書・換価猶予申請書・財産収支状況書・財産目録・収支明細書については、下記の藤沢市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/nouzei/kurashi/zekin/nofu/nouzeinoyuuyo.html>